

Point

J R 東海 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 83 2010. 11. 17.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

会社がまたもやルール破り！

11月4日、大阪仕業検査車両所の徹夜勤務だった社員の親族に不幸があり、この社員は急遽帰宅しましたが、時間が夜勤帯であったことなどから代務者が見つからず、大阪修繕車両所から社員を応援させて申告作業に就かせるという事態が発生しました。

このようなことは昨年12月にもあり、私たち大阪修繕車両所分会の申し入れに対して行われた業務委員会で、会社は「大阪修繕車両所へ申告作業を業務委託した」と苦しい言い訳をして、大阪修繕車両所からの代務者確保を否定しました。しかし、今回も昨年12月と同様に呼び出し等での出面を確保していない以上、大阪仕業検査車両所あるいは大阪修繕車両所の出面が欠員している状況が生み出されたのです。

従って、昨年の教訓が全く生かされていないこととなります。

車両所組織改正はやはり破綻している！

今回のように、社員の親族に不幸などの事情が発生して急遽帰宅せざるをえないようなことはどの車両所でも何時あってもおかしくないことであり、それに対して出面を確保できず安易に車両所間をまたいで社員を業務に就かせる行為は、昨年7月に車両所の組織改正をしてわざわざ車両所を分割したことの意味を全く無視した行為です。

現在、職場では、ヒューマンエラーゼロ活動やセキュリティレベルアップ活動が取り組まれ、会社・管理者は、「ルールを守れ、ルールを守れ」と指導し、イジメではないかというぐらい事細かく社員に注意してきています。

その会社・管理者が、今回の事態では自ら作ったルールを自らが守っていないことになり、いくら会社・管理者が「ルールを守ろう」と声高々に叫んでも、自らがルールを守らないのではヒューマンエラー・労災などの問題が無くならないのは当たり前なのではないでしょうか！？

昨年7月の組織改正に対して私たち東海労が車両所分割の組織改正には問題があると指摘していたことが、昨年12月と今回の他車両所から代務者をたてるという苦しい社員運用を生み出している現状が物語っています。つまり組織改正は間違った施策であり、破綻していると言えます。

私たち大阪修繕車両所分会は、今回の問題に対して①車両所の代務者確保の問題、②車両所間をまたいだ社員運用の問題、③1年以上行っていない申告作業を行う問題、等々を申し入れました。